

【大玉村】
端末整備・更新計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① 児童生徒数（名）	840	845	822	822	822
② 予備機を含む整備上限台数（台）	966	971	904	0	0
③ 整備台数（台） （予備機を除く）	0	0	872	0	0
④ ③のうち基金事業によるもの（台）	0	0	822	0	0
⑤ 累積更新率（％）	0％	0％	100％	100％	100％
⑥ 予備機整備台数（台）	0	0	82	0	0
⑦ ⑥のうち基金事業によるもの（台）	0	0	82	0	0
⑧ 予備機整備率（％）	0％	0％	10％	0％	0％

（端末の整備・更新の考え方）

令和2年度の事業で令和3年5月に導入した端末機器について、耐用年数が経過したものを更新する。

（更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について）

- 対象台数 880台
- 処分方法
 - ・小型家電リサイクル法を遵守し、適切な処分を行う。880台
 - ただし、一部学校や公共施設での再利用について検討する。
- 端末データの消去方法
 - ・処分業者へ委託する。
- スケジュール（予定）
 - ・令和8年 5月 処分業者決定
 - ・令和8年10月 新規購入端末の使用開始
 - ・令和8年11月 使用済端末の事業者への引き渡し